

別表第1(第6条、第7条関係)

事業		区分	算定基礎	補助基準額	対象経費	補助の時期	備考
1 保育施設整備補助事業							
(1) 認可保育所	(ア)【自己所有物件の場合】 保育所等整備交付金交付要綱に基づく保育所等に係る施設整備事業	新設 増築 増改築 改築 老朽化	対象経費の実支出額と別表第2-1により算出した補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。	別表第2-1による。	本体工事費 特殊附帯工事費 設計委託費 開設準備費(備品類の購入費や、開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用) 土地の賃借料等	随時	平成31年4月1日以降に着工したものを対象とする。 また、工事契約、設計契約、土地貸付契約のいずれについても、別途区が指定する日以降に締結した契約について適用する。
	(イ)【賃貸物件の場合】 保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく賃貸物件による保育所改修費等に係る事業	新設 定員拡大 老朽化	対象経費の実支出額と別表第2-2により算出した補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。	別表第2-2による。	内装工事費 設計委託費 開設準備費(備品類の購入費や、開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用)	随時	平成31年4月1日以降に着工したものを対象とする。
(2) 小規模保育事業所	(ア)【自己所有物件の場合】 保育所等整備交付金交付要綱に基づく小規模保育事業所に係る施設整備事業	新設 増築 増改築 改築 老朽化	対象経費の実支出額と別表第3により算出した補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。	別表第3による。	本体工事費 特殊附帯工事費 設計委託費 開設準備費(備品類の購入費や、開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用)	随時	平成31年4月1日以降に着工したものを対象とする。
	(イ)【賃貸物件の場合】 保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく小規模保育改修費等に係る事業	新設 定員拡大 老朽化	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。	1施設当たり35,000,000円	内装工事費 設計委託費 賃借料(礼金を含み、敷金を除く。) 開設準備費(備品類の購入費や、開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用)	随時	平成31年4月1日以降に着工したものを対象とする。 賃借料は、事業者が内装工事等の実施を前提に契約した日以降から開設の日の前日(令和4年3月31日までを限度とする。)までの支払額を対象とする。
(3) 家庭的保育事業所	保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく家庭的保育改修費等に係る事業	新設等	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の10/10を補助する。	1施設当たり2,400,000円	内装工事費、設備改修費等 設計委託費 賃借料(礼金を含み、敷金を除く。) 開設準備費(備品類の購入費や、開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用)	随時	平成31年4月1日以降に着工したものを対象とする。 賃借料は、事業者が内装工事等の実施を前提に契約した日以降から開設の日の前日(令和4年3月31日までを限度とする。)までの支払額を対象とする。
(4) 事業所内保育事業所	地域型保育事業(事業所内保育事業)支援事業に基づく事業所内保育事業所の設置又は改修等に係る事業	新設 改修 定員拡大	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。	1施設当たり40,000,000円	施設の新築又は購入に要する経費(内装改修を含む。) 既存の事業所内保育事業所について、区が定める認可基準に適合するため必要な改修又は移転経費 既存の事業所内保育事業所について、地域の児童を受入れるために定員増を行う場合に必要増床又は移転経費	随時	令和4年4月1日までに開設する事業所内保育事業所(ただし、施設全体の定員に対する地域枠の割合を2分の1以上とする施設に限る。)を対象とする。

事業		区分	算定基礎	補助基準額	対象経費	補助の時期	備考
(5) 認可化移行改修費等	保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく認可化移行改修費等に係る事業 (認可保育所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所への移行)	認可化	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。	1施設当たり35,000,000円	改修費等 賃借料(改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。)	随時	平成31年4月1日以降に着工したものを対象とする。 賃借料は、内装工事等の着工日以降から開設の日の前日(令和4年3月31日までを限度とする。)までの支払額を対象とする。
(6) 防音等対策設備	(ア)【自己所有物件の場合】 保育所等整備交付金交付要綱に基づく防音壁整備事業に係る事業  (イ)【賃貸物件の場合】 子供家庭支援区市町村包括補助事業に基づく基盤の整備に係る事業(民間保育所等の近隣住民調整に伴い行う整備に限る。)	—	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額について、7,054,000円までは10/10、これを超える部分は当該部分の15/16を補助する。	1施設当たり20,000,000円	防音壁等整備に必要な工事費又は 工事請負費 工事事務費 実施設計に要する費用	随時	平成31年4月1日から令和4年4月1日までに開設する認可保育所又は小規模保育事業所を対象とする。 また、防砂対策としての人工芝設置等については、必要な備品購入費も対象とする。
(7) 高騰加算	(1)アに基づく事業  (1)イに基づく事業  (2)アに基づく事業  (2)イに基づく事業	—	建築資材や労務単価の高騰を踏まえ、既存補助事業の補助基準額を超えた経費について、右記に定める額を上限額として、当該経費の額の15/16を補助する。	別表第4-1による  別表第4-2による  別表第4-3による  既存補助事業の補助基準額に25%を乗じた額	本体工事費 内装工事費 特殊附帯工事費	随時	

事業	区分	算定基礎	補助基準額	対象経費	補助の時期	備考	
2 開設準備経費補助事業							
開設準備経費補助事業	初度調弁	—	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。ただし、区内で認可保育所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を運営している事業者が新規開設をした場合にあっては、補助基準額の範囲内に限り、新設園に係る経費に加え、既存園に係る備品購入費を対象経費とすることができるものとする。	創設園の定員数(事業所内保育事業所については地域枠定員数)に200,000円を乗じた額	開設に必要な備品等の購入費用	随時	平成31年4月1日から令和4年4月1日までに開設する認可保育所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を対象とする。
	研修等事前準備	—	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の15/16を補助する。	【認可保育所の場合】 区内で既に認可保育所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を運営する事業者 5,000,000円 区内で新規に認可保育所を運営する事業者 7,000,000円	人件費等	随時	平成31年4月1日から令和4年4月1日までに開設する認可保育所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を対象とする。 開設日以前に新たに雇用契約を締結し、当該設置者が運営する他施設において勤務している者の場合、委託費等の積算対象となっていなければ補助対象とするが、開設日以降、当該新設園に所属している者に限る。
				【小規模保育事業所又は事業所内保育事業所の場合】 5,000,000円			
緊急通報装置設置	—	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の10/10を補助する。	1施設当たり300,000円	緊急通報装置(学校110番)の設置に係る経費	随時	平成31年4月1日から令和4年4月1日までに開設する認可保育所又は小規模保育事業所を対象とする。	
3 賃借料補助事業							
(1) 開設前賃借料	【認可保育所】 令和元年度賃貸物件による保育所の開設準備経費補助要綱に基づく補助事業に係る事業	—	対象経費の実支出額と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の7/8を補助する。	1施設当たり41,000,000円	賃借料(礼金を含み、敷金を除く。)	随時	賃借料は、事業者が内装工事等の実施を前提に契約した日以降から開設の日の前日(令和4年3月31日)までを限度とする。)までの支払額を対象とする。
	【小規模保育事業】 令和元年度開設前賃借料補助(小規模保育)補助要綱に基づく補助事業に係る事業	対象経費の実支出額が1(2)イの補助基準額を超える場合において、当該を超える部分と右記の補助基準額を比較していずれか少ない額の7/8を補助する。	1施設当たり12,000,000円				
(2) 開設後賃借料	保育所等賃借料補助事業実施要綱に基づく補助事業に係る事業	—	対象経費の実支出額から特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第51号に規定する賃借料加算(相当)額を控除して得た額と別表第5に定める補助基準額を比較していずれか少ない額の7/8(平成29年4月1日に開設した認可保育所及び小規模保育事業所については15/16)を補助する。	別表第5による。 なお、補助対象期間が12月に満たない場合は、対象期間に係る月数を12で除した割合を別表5に掲げる額に乗じて算定する。	賃借料(礼金を含み、敷金を除く。)	四半期ごと	賃借料加算(相当)額の年度内合計額が当該施設の開設後賃借料の年度内合計額を上回る場合は、四半期ごとの既交付額も含めて清算する。